

○草津市女性チャレンジ支援助成金交付要綱

令和元年12月26日

告示第212号

改正 令和3年3月26日告示第76号

(趣旨)

第1条 この要綱は、女性のチャレンジを支援することで女性の社会進出を促し、地域の女性の活躍推進を図るために予算の範囲内において該当者に対し助成金を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 女性であること。
- (2) 起業をめざして市内で試行的な事業または本格的な立ち上げ事業を行っていること。
- (3) 市主催の起業塾を修了し、修了証を交付されたこと。
- (4) 市内に居住していること。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 事業を行うために法令上必要な許可、認可、登録等を取得し、または取得を予定していること。
- (7) 過去にこの要綱に基づく助成金の交付を受けたことがないこと。ただし、前年度に起業に必要な更なる知識を習得することを目的にセミナー、講習会等に参加するため、当該助成金の交付を受けている場合はこの限りでない。

(助成対象経費等)

第3条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 起業をめざして市内で行う試行的な事業および本格的な立ち上げ事業に係る経費（旅費、消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費、通信運搬費、手数料、保険料、使用料、備品賃借料、委託料、備品購入費、賃借料、設備費その他の市長が認

める経費)

(2) 起業に必要な更なる知識を習得するためのセミナー、講習会等の参加に係る負担金

2 助成金は、前項の助成対象経費に3分の2を乗じて得た額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

3 前項に規定する助成金は、5万円を上限とする。ただし、前年度に当該助成金の交付を受けている場合は、5万円から前年度交付を受けた額を差し引いた金額を上限とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、草津市女性チャレンジ支援助成金交付申請書(別記様式第1号。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(別記様式第2号)

(2) 収支予算書(別記様式第3号)

(3) 市税の納税証明書

(4) 事業を行うために法令上必要とする許可、認可、登録等を受けていることを証する書類の写し(許可、認可、登録等を必要とする場合に限る。)

(5) 市主催の起業塾の修了証の写し

(6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、交付申請書に添付する書類について、必要と認められる書類を追加し、または前項に掲げる書類を省略することができる。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条第1項の交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、助成金の額を決定し、その内容を速やかに申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第6条 申請者は、事業計画を変更し、または中止する場合には、草津市女性チャレンジ支援助成金事業計画変更申請書(別記様式第4号)をあらかじめ市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 申請者は、助成対象事業を完了したときは、速やかに草津市女性チャレンジ支援成金実績報告書（別記様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第6号）
- (2) 収支精算書（別記様式第7号）
- (3) 事業に要した費用の支払を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する報告書およびその添付書類の提出期限は、助成対象事業が完了した日後90日に当たる日または当該補助金の交付決定のあった日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までとする。

(書類の整備)

第8条 助成金の交付を受けた者は、助成対象事業に係る収入、支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入、支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿および証拠書類は、事業終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年12月26日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

付 則（令和3年3月26日告示第76号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条第1項関係）

草津市女性チャレンジ支援助成金交付申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住所
氏名

印

年度草津市女性チャレンジ支援助成金の交付を受けたいので、草津市女性チャレンジ支援助成金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 助成対象事業名	
2 助成対象経費	金 円
3 申請額	金 円
4 対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日

添付書類

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 市税の納税証明書
- (4) 事業を行うために法令上必要とする許可、認可、登録等を受けていることを証する書類の写し（許可、認可、登録等を必要とする場合に限る。）
- (5) 市主催の起業塾修了証の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第4条第1項第1号関係）

事業計画書（その1、長期的な創業計画）

事業名		
事業実施場所		
事業の具体的な内容 ※事業内容および実施方法等を簡潔に説明してください。		
事業の動機・きっかけ		
将来の展望		
アピールポイント ※本事業に対する知識・経験等		
本事業に関する需要について ※対象となる顧客、地域のニーズ等		
事業スケジュール ※申請時を1年目として3年間の予定を簡潔に説明して下さい。	1年目	
	2年目	
	3年目	

様式第2号（第4条第1項第1号関係）

事業計画書（その2、助成金対象部分）

事業名	
事業実施場所	
事業の具体的な内容 ※事業内容および実施方法等を簡潔に説明してください。	
事業スケジュール ※事業の予定を簡潔に説明して下さい。	

※様式第2号その1の長期的な創業計画を踏まえた上で、本助成金対象部分の事業内容について記入ください。

様式第3号（第4条第1項第2号関係）

収支予算書

（収入の部）

単位：円

区 分	予 算 額	備 考
自 己 資 金		
借 入 金		
そ の 他		
市 助 成 金		
計		

（支出の部）

単位：円

費 用 区 分	予 算 額	備 考
計		

様式第4号（第6条関係）

草津市女性チャレンジ支援助成金事業計画変更申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住所
氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた標記助成金に
ついては、下記の理由により事業計画を 変更・中止 したいので申請します。

記

1 助成対象事業名	
2 変更後申請額	金 円
3 変更・中止の内容	
4 変更・中止の理由	

様式第5号（第7条第1項関係）

草津市女性チャレンジ支援助成金実績報告書

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住所
氏名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた標記助成金について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 助成対象事業名	
2 交付決定額	金 円
3 実績額	金 円
4 対象期間	年 月 日 ~ 年 月 日

添付書類

- (1) 事業実績書（別記様式第6号）
- (2) 収支精算書（別記様式第7号）
- (3) 事業に要した費用の支払を証する書類の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第7条第1項第1号関係）

事業実績書

事業名	
事業報告	
今後の課題	
今後のスケジュール	

※写真、チラシ等事業内容のわかる資料を添付ください。

様式第7号（第7条第1項第2号関係）

収支精算書

（収入の部）

単位：円

区 分	実 績 額	予 算 額	増 減	備 考
自 己 資 金				
借 入 金				
そ の 他				
市 助 成 金				
計				

（支出の部）

単位：円

費 用 区 分	実 績 額	予 算 額	増 減	備 考
計				